



認知症サポーター養成講座～「認知症サポーター」ってなあに？～

☆ 認知症サポーターとは

- ・「なにか」特別なことをする人ではありません
- ・認知症の人やその家族の「応援者」です

☆ 認知症はだれにでもなる可能性のある病気です。

- ・いつ、自分や家族、友人、あるいは知り合いが、認知症になるかわかりません。他人ごととして無関心ではなく、「自分の問題である」と認識を持つことが大切です。
- ・認知症について、正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。
- ・その第1歩としてあなたも「認知症サポーター」になりませんか。

町では、「認知症サポーター」養成講座として、職場や区会、友人など概ね5人以上集まりますと、講師を派遣させていただきます。また、開催場所や開催方法（リモート可）、人数の相談など、詳細については、下記までお問い合わせ下さい。※ 認知症サポーターには「認知症サポーターカード」が渡されます。

例えば・・・

〔地域で〕

ケース①学校で講習を受けサポーターになったAさん

マンションの入り口で困っていたお婆さんに勇気を持って「こんにちは、中に入りますか」と声をかけることができた。

結果、中でお婆さんを探していた家族に行き会うことができ、感謝された。

〔はたらく場面で〕

ケース②商店で近くのグループホームの利用者がくるようになり、サポーターになったBさん。

最初は認知症の人だからと気負いがあったが、笑顔でショッピングを楽しむお年寄りに接するうちに、ゆっくり買い物を楽しんで下さいという気持ちになってきた。お金のやりとりにも慣れ、昔のことを教えてもらうこともある等の関係性を作ることができた。

申込み・問合せ 保険課 介護保険グループ ☎21-2119 地域包括支援センター ☎48-6015



子育てに関するお知らせ

○児童手当の現況届の提出をお忘れではないですか？

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただく書類です。6月1日に必要な書類を送付し、6月30日までに提出いただくようご案内していますが、まだ提出がお済みでない方は至急提出をお願いします。

現況届の提出がない場合は、6月以降の児童手当が支給できないことがありますので、お忘れのないようお願いします。

○児童扶養手当の現況届の提出について

「児童扶養手当の現況届」は、年に1回、児童扶養手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための書類です。

受給者の方には、必要な書類を7月に送付しておりますので、期限までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、8月以降の児童扶養手当が支給できないことがありますので、お忘れのないようお願いします。

提出期限 令和3年8月31日（火）



問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122